⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「日南・志布志道路日南油津大橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

宮崎県警察学校（Ｒ５）射撃場外設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和５年８月21日

九州地方整備局長　森戸　義貴

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　業務概要

⑴　業務名　宮崎県警察学校（Ｒ５）射撃場外設計業務

⑵　業務内容

【Ａ業務】　宮崎県宮崎市に計画されている、宮崎県警察学校の射撃場の新築のための基本設計、実施設計を行う業務である。

【Ｂ業務】　福岡県北九州市門司区に計画されている、門司港湾合同庁舎の設備棟の新築のための基本設計、実施設計及び浸水対策改修の設計を行う業務である。

【Ｃ業務】　鹿児島県志布志市に計画されている、志布志港湾合同庁舎の対津波改修の設計を行う業務である。

⑶　履行期限　令和６年12月20日

２　申請の時期

⑴　令和５年８月21日から令和５年８月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、令和５年９月１日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

⑵　構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、令和５年11月１日まで申請の提出を受け付ける。

また、令和５年８月31日までに参加表明書の提出を行うこと。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の業務説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和５年８月21日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―476―3509（内線2521、2522）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑥　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出期限までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。